平成２８年（フ）第４３５号
静岡県沼津市共栄町２番地の４
債務者　杉山　香織
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
京都府亀岡市東つつじケ丘都台１丁目７番５号
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第８７１号
大阪府高石市高師浜１丁目６番８号
債務者　中馬　千尋
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０５号
堺市中区深井沢町3189番地　エムズコート深井沢町206号
債務者　亀井　千秋
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３７号
堺市堺区東上野芝町１丁50番地８
債務者　石野　秀和
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番317―102号、前住所堺市中区東八田170番地２（グランドール129―502号）
債務者　工藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
堺市堺区出島海岸通４丁２番28号　福田文化２Ｋ
債務者　近川　　忠
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
兵庫県川西市加茂４丁目８番４―602号
債務者　小西　幹憲
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市門前町４番28号　メナージュ105号、前住所兵庫県西宮市薬師町３番63号　シェルティ西宮102号
債務者　松原　彩華（旧姓堂本）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５号
島根県邑智郡美郷町乙原217番地
債務者　服部　英明
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２２３号
徳島県阿南市出来町48番地２、旧住所徳島県徳島市南田宮２丁目７番39号
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
福岡県筑後市大字長浜2032番地１　長浜グリーンハイツⅡ103号
債務者　中島　佐市
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第５７号
福岡県筑後市大字井田2117番地
債務者　吉武　貴史
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１７２号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1886番地
債務者　オフィスＭＳＫこと　正木　誠一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７８号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地40
債務者　池田　弓恵（旧姓納所）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番地535　ラ・ルーナ２号
債務者　西山　征夫
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県淡路市岩屋3000番地８　鵜崎団地４―431
債務者　井筒利津男
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係